

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
10月30日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課)……………二
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除 (二件) (砂防課)……………二
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)……………五
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)……………七
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課)……………九
- 教委公告
 - 契約の締結……………一〇
- 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 (二件)……………一〇

山口県告示第三百八十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十月三十日から同年十一月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆

の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化学株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化学株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間 隔	一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概要
三三―イ (二基)	一八 平成二七、 二二、二	平成二七、 一四	平成二七、 一八	断 続	二二時間 変動なし

備考 「三三―イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

- 代(一)56、神代(一)57、神代(一)58、神代(一)59、神代(一)60、神代(一)61、神代(一)62、神代(一)63、遠崎(一)1、遠崎(一)2、遠崎(一)3、遠崎(一)4、遠崎(一)5、遠崎(一)6、遠崎(一)7、遠崎(一)8、遠崎(一)9、遠崎(一)10、遠崎(一)11

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 阿月(一)1、阿月(一)2、阿月(一)3、阿月(一)4、阿月(一)5、阿月(一)6、阿月(一)7、阿月(一)8、阿月(一)9、阿月(一)10、阿月(一)11、阿月(一)12、阿月(一)13、阿月(一)14、阿月(一)15、伊陸(一)1、伊陸(一)2、伊陸(一)3、伊陸(一)4、伊陸(一)5、伊陸(一)6、伊陸(一)7、伊陸(一)8、伊陸(一)9、伊陸(一)10、伊陸(一)11、伊陸(一)12、伊陸(一)13、伊陸(一)14、伊陸(一)15、伊陸(一)16、伊陸(一)17、伊陸(一)18、伊陸(一)19、伊陸(一)20、伊陸(一)21、伊陸(一)22、伊陸(一)23、伊陸(一)24、伊陸(一)25、伊陸(一)26、伊陸(一)27、伊陸(一)28、伊陸(一)29、伊陸(一)30、伊陸(一)31、伊陸(一)32、伊陸(一)33、伊陸(一)34、伊陸(一)35、伊陸(一)36、伊陸(一)37、伊陸(一)38、伊陸(一)39、伊陸(一)40、伊陸(一)41、伊陸(一)42、伊陸(一)43、伊陸(一)44、伊陸(一)45、伊陸(一)46、伊陸(一)47、伊陸(一)48、伊陸(一)49、伊陸(一)50、伊陸(一)51、伊陸(一)52、伊陸(一)53、伊陸(一)54、伊陸(一)55、伊陸(一)56、伊陸(一)57、伊陸(一)58、伊陸(一)59、伊陸(一)60、伊陸(一)61、伊陸(一)62、伊陸(一)63、伊陸(一)64、伊陸(一)65、伊陸(一)66、伊陸(一)67、伊陸(一)68、伊陸(一)69、伊陸(一)70、伊保庄(一)1、伊保庄(一)2、伊保庄(一)3、伊保庄(一)4、伊保庄(一)5、伊保庄(一)6、伊保庄(一)7、伊保庄(一)8、伊保庄(一)9、伊保庄(一)10、伊保庄(一)11、伊保庄(一)12、伊保庄(一)13、伊保庄(一)14、伊保庄(一)15、伊保庄(一)16、伊保庄(一)17、伊保庄(一)18、伊保庄(一)19、伊保庄(一)20、伊保庄(一)21、伊保庄(一)22、伊保庄(一)23、伊保庄(一)24、伊保庄(一)25、伊保庄(一)26、伊保庄(一)27、伊保庄(一)28、伊保庄(一)29、伊保庄(一)30、新庄(一)1、新庄(一)2、新庄(一)3、新庄(一)4、新庄(一)5、新庄(一)6、新庄(一)7、日積(一)1、日積(一)2、日積(一)3、日積(一)4、日積(一)5、日積(一)6、日積(一)7、日積(一)8、日積(一)9、日積(一)10、日積(一)11、日積(一)12、日積(一)13、日積(一)14、日積(一)15、日積(一)16、日積(一)17、日積(一)18、日積(一)19、日積(一)20、日積(一)21、日積(一)22、日積(一)23、日積(一)24、日積(一)25、日積(一)26、日積(一)27、日積(一)28、日積(一)29、日積(一)30、日積(一)31、日積(一)32、日積(一)33、日積(一)34、日積(一)35、日積(一)36、日積(一)37、日積(一)38、日積(一)39、日積(一)40、日積(一)41、日積(一)42、日積(一)43、日積(一)44、日積(一)45、日積(一)46、日積(一)47、日積(一)48、日積(一)49、日積(一)50、日積(一)51、日積(一)52、日積(一)53、日積(一)54、日積(一)55、日積(一)56、日積(一)57、日積(一)58、日積(一)59、日積(一)60、日積(一)61、日積(一)62、日積(一)63、日積(一)64、日積(一)65、日積(一)66、日積(一)67、日積(一)68、日積(一)69、日積(一)70、日積(一)71、日積(一)72、日積(一)73、日積(一)74、日積(一)75、日積(一)76、日積(一)77、日積(一)78、日積(一)79、日積(一)80、日積(一)81、日積(一)82、日積(一)83、日積(一)84、日積(一)85、日積(一)86、日積(一)87、日積(一)88、日積(一)89、日積(一)90、日積(一)91、日積(一)92、日積(一)93、日積(一)94、日積(一)95、日積(一)96、日積(一)97、日積(一)98、日積(一)99、日積(一)100

- 38、日積(一)39、日積(一)40、日積(一)41、日積(一)42、日積(一)43、日積(一)44、日積(一)45、日積(一)46、日積(一)47、日積(一)48、日積(一)49、日積(一)50、日積(一)51、日積(一)52、日積(一)53、日積(一)54、日積(一)55、日積(一)56、日積(一)57、日積(一)58、日積(一)59、日積(一)60、日積(一)61、日積(一)62、日積(一)63、日積(一)64、日積(一)65、日積(一)66、日積(一)67、日積(一)68、日積(一)69、日積(一)70、日積(一)71、日積(一)72、日積(一)73、日積(一)74、日積(一)75、日積(一)76、日積(一)77、日積(一)78、日積(一)79、日積(一)80、日積(一)81、日積(一)82、日積(一)83、日積(一)84、日積(一)85、日積(一)86、日積(一)87、日積(一)88、日積(一)89、日積(一)90、日積(一)91、日積(一)92、日積(一)93、日積(一)94、日積(一)95、日積(一)96、日積(一)97、日積(一)98、日積(一)99、日積(一)100

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第百九十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 伊陸(71)、伊陸(72)、伊陸(73)、伊陸(74)、伊保庄(31)、伊保庄(32)、伊保庄(33)、伊保庄(34)、伊保庄(35)、大畠(12)、柳井(50)、柳井(51)、余田(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
- 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 旭ヶ丘(1)、旭ヶ丘(2)、旭ヶ丘(3)、旭ヶ丘(4)、阿月(1)、阿月(2)、阿月(3)、阿月(4)、阿月(5)、阿月(6)、阿月(7)、阿月(8)、阿月(9)、阿月(10)、阿月(11)、阿月(12)、阿月(13)、阿月(14)、阿月(15)、阿月(16)、阿月(17)、阿月(18)、阿月(19)、阿月(20)、阿月(21)、阿月(22)、阿月(23)、阿月(24)、阿月(25)、阿月(26)、阿月(27)、阿月(28)、阿月(29)、阿月(30)、阿月(31)、阿月(32)、阿月(33)、阿月(34)、阿月(35)、阿月(36)、阿月(37)、阿月(38)、阿月(39)、阿月(40)、伊陸(1)、伊陸(2)、伊陸(3)、伊陸(4)、伊陸(5)、伊陸(6)、伊陸(7)、伊陸(8)、伊陸(9)、伊陸(10)、伊陸(11)、伊陸(12)、伊陸(13)、伊陸(14)、伊陸(15)、伊陸(16)、伊陸(17)、伊陸(18)、伊陸(19)、伊陸(20)、伊陸(21)、伊陸(22)、伊陸(23)、伊陸(24)、伊陸(25)、伊陸(26)、伊陸(27)、伊陸(28)、伊陸(29)、伊陸(30)、伊陸(31)、伊陸(32)、伊陸(33)、伊陸(34)、伊陸(35)、伊陸(36)、伊陸(37)、伊陸(38)、伊陸(39)、伊陸(40)、伊陸(41)、伊陸(42)、伊陸(43)、伊陸(44)、伊陸(45)、伊陸(46)、伊陸(47)、伊陸(48)、伊陸(49)、伊陸(50)、伊陸(51)、伊陸(52)、伊陸(53)、伊陸(54)、伊陸(55)、伊陸(56)、伊陸(57)、伊陸(58)、伊陸(59)、伊陸(60)、伊陸(61)、伊陸(62)、伊陸(63)、伊陸(64)、伊陸(65)、伊陸(66)、伊陸(67)、伊陸(68)、伊陸(69)、伊陸(70)、伊陸(71)、伊陸(72)、伊陸(73)、伊陸(74)、伊陸(75)、伊陸(76)、伊陸(77)、伊陸(78)、伊陸(79)、伊

- 陸(80)、伊陸(81)、伊陸(82)、伊陸(83)、伊陸(84)、伊陸(85)、伊陸(86)、伊陸(87)、伊陸(88)、伊陸(89)、伊陸(90)、伊陸(91)、伊陸(92)、伊陸(93)、伊陸(94)、伊陸(95)、伊陸(96)、伊陸(97)、伊陸(98)、伊陸(99)、伊陸(100)、伊陸(101)、伊陸(102)、伊陸(103)、伊陸(104)、伊陸(105)、伊陸(106)、伊陸(107)、伊陸(108)、伊陸(109)、伊陸(110)、伊陸(111)、伊陸(112)、伊陸(113)、伊陸(114)、伊陸(115)、伊陸(116)、伊陸(117)、伊陸(118)、伊陸(119)、伊陸(120)、伊陸(121)、伊陸(122)、伊陸(123)、伊陸(124)、伊陸(125)、伊陸(126)、伊陸(127)、伊陸(128)、伊陸(129)、伊陸(130)、伊陸(131)、伊陸(132)、伊陸(133)、伊保庄(1)、伊保庄(2)、伊保庄(3)、伊保庄(4)、伊保庄(5)、伊保庄(6)、伊保庄(7)、伊保庄(8)、伊保庄(9)、伊保庄(10)、伊保庄(11)、伊保庄(12)、伊保庄(13)、伊保庄(14)、伊保庄(15)、伊保庄(16)、伊保庄(17)、伊保庄(18)、伊保庄(19)、伊保庄(20)、伊保庄(21)、伊保庄(22)、伊保庄(23)、伊保庄(24)、伊保庄(25)、伊保庄(26)、伊保庄(27)、伊保庄(28)、伊保庄(29)、伊保庄(30)、伊保庄(31)、伊保庄(32)、伊保庄(33)、伊保庄(34)、伊保庄(35)、伊保庄(36)、伊保庄(37)、伊保庄(38)、伊保庄(39)、伊保庄(40)、伊保庄(41)、伊保庄(42)、伊保庄(43)、伊保庄(44)、伊保庄(45)、伊保庄(46)、伊保庄(47)、伊保庄(48)、伊保庄(49)、伊保庄(50)、伊保庄(51)、伊保庄(52)、伊保庄(53)、伊保庄(54)、伊保庄(55)、伊保庄(56)、伊保庄(57)、伊保庄(58)、伊保庄(59)、伊保庄(60)、伊保庄(61)、伊保庄(62)、伊保庄(63)、伊保庄(64)、伊保庄(65)、伊保庄(66)、伊保庄(67)、伊保庄(68)、伊保庄(69)、伊保庄(70)、伊保庄(71)、伊保庄(72)、片野西(1)、片野西(2)、古開作(1)、古開作(2)、古開作(3)、古開作(4)、新庄(1)、新庄(2)、新庄(3)、新庄(4)、新庄(5)、新庄(6)、新庄(7)、新庄(8)、新庄(9)、新庄(10)、新庄(11)、新庄(12)、新庄(13)、新庄(14)、新庄(15)、新庄(16)、新庄(17)、日積(1)、日積(2)、日積(3)、日積(4)、日積(5)、日積(6)、日積(7)、日積(8)、日積(9)、日積(10)、日積(11)、日積(12)、日積(13)、日積(14)、日積(15)、日積(16)、日積(17)、日積(18)、日積(19)、日積(20)、日積(21)、日積(22)、日積(23)、日積(24)、日積(25)、日積(26)、日積(27)、日積(28)、日積(29)、日積(30)、日積(31)、日積(32)、日積(33)、日積(34)、日積(35)、日積(36)、日積(37)、日積(38)、日積(39)、日積(40)、日積(41)、日積(42)、日積(43)、日積(44)、日積(45)、日積(46)、日積(47)、日積(48)、日積(49)、日積(50)、日積(51)、日積(52)、日積(53)、日積(54)、日積(55)、日積(56)、日積(57)、日積(58)、日積(59)、日積(60)、日積(61)、日積(62)、日積(63)、日積(64)、日積(65)、日積(66)、日積(67)、日積(68)、日積(69)、日積(70)、日積(71)、日積(72)、日積(73)、日積(74)、日積(75)、日積(76)、日積(77)、日積(78)、日積(79)、日積(80)、日積(81)、日積(82)、日積(83)、日積(84)、日積(85)、日積(86)、日積(87)、日積(88)、日積(89)、日積(90)、日積(91)、日積(92)、日積(93)、日積(94)、日積(95)、日積(96)、日積(97)、日積(98)、日積(99)、日積(100)

- 庄(20)、伊保庄(27)、伊保庄(28)、伊保庄(29)、伊保庄(30)、伊保庄(31)、伊保庄(32)、伊保庄(33)、伊保庄(34)、伊保庄(35)、新庄(1)、新庄(2)、新庄(3)、新庄(4)、新庄(5)、新庄(6)、新庄(7)、日積(1)、日積(2)、日積(3)、日積(4)、日積(5)、日積(6)、日積(7)、日積(8)、日積(9)、日積(10)、日積(11)、日積(12)、日積(13)、日積(14)、日積(15)、日積(16)、日積(17)、日積(18)、日積(19)、日積(20)、日積(21)、日積(22)、日積(23)、日積(24)、日積(25)、日積(26)、日積(27)、日積(28)、日積(29)、日積(30)、日積(31)、日積(32)、日積(33)、日積(34)、日積(35)、日積(36)、日積(37)、日積(38)、日積(39)、日積(40)、日積(41)、日積(42)、日積(43)、日積(44)、日積(45)、日積(46)、日積(47)、日積(48)、日積(49)、日積(50)、日積(51)、日積(52)、日積(53)、日積(54)、日積(55)、日積(56)、平郡(1)、平郡(2)、平郡(3)、柳井(1)、柳井(2)、柳井(3)、柳井(4)、柳井(5)、柳井(6)、柳井(7)、柳井(8)、柳井(9)、柳井(10)、柳井(11)、柳井(12)、柳井(13)、柳井(14)、柳井(15)、柳井(16)、柳井(17)、柳井(18)、柳井(19)、柳井(20)、柳井(21)、柳井(22)、柳井(23)、柳井(24)、柳井(25)、柳井(26)、柳井(27)、柳井(28)、柳井(29)、柳井(30)、柳井(31)、柳井(32)、柳井(33)、柳井(34)、柳井(35)、柳井(36)、柳井(37)、柳井(38)、柳井(39)、柳井(40)、柳井(41)、柳井(42)、柳井(43)、柳井(44)、柳井(45)、柳井(46)、柳井(47)、柳井(48)、柳井(49)、柳井(50)、柳井(51)、余田(1)、余田(2)、余田(3)、余田(4)、余田(5)、余田(6)、余田(7)、大畠(1)、大畠(2)、大畠(3)、大畠(4)、大畠(5)、大畠(6)、大畠(7)、大畠(8)、大畠(9)、大畠(10)、大畠(11)、大畠(12)、神代(1)、神代(2)、神代(3)、神代(4)、神代(5)、神代(6)、神代(7)、神代(8)、神代(9)、神代(10)、神代(11)、神代(12)、神代(13)、神代(14)、神代(15)、神代(16)、神代(17)、神代(18)、神代(19)、神代(20)、神代(21)、神代(22)、神代(23)、神代(24)、神代(25)、神代(26)、神代(27)、神代(28)、神代(29)、神代(30)、神代(31)、神代(32)、遠崎(1)、遠崎(2)、遠崎(3)、遠崎(4)、遠崎(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 旭ヶ丘(1)、旭ヶ丘(3)、旭ヶ丘(4)、阿月(1)、阿月(2)、阿月(3)、阿月(4)、阿月(5)、阿月(6)、阿月(7)、阿月(8)、阿月(9)、阿月(10)、阿月(11)、阿月(12)、阿月(13)、阿月(14)、阿月(15)、阿月(16)、阿月(17)、阿月(18)、阿月(19)、阿月(20)、阿月(21)、阿月(22)、阿月(23)、阿月(24)、阿月(25)、阿月(26)、阿月(27)、阿月(28)、阿月(29)、阿月(30)、阿月(31)、阿月(32)、阿月(33)、阿月(34)、阿月(35)、阿月(36)、阿月(37)、阿月(38)、阿月(39)、阿月(40)、伊陸(1)、伊陸(2)、伊陸(3)、伊陸(4)、伊陸(5)、伊陸(6)、伊陸(7)、伊陸(8)、伊陸(9)、伊陸(10)、伊陸(11)、伊陸(12)、伊陸(13)、伊陸(14)、伊陸(15)、伊陸(16)、伊陸(17)、伊陸(18)、伊陸(19)、伊陸(20)、伊陸(21)、伊陸(22)、伊陸(23)、伊陸(24)、伊陸(25)、伊陸(26)、伊陸(27)、伊陸(28)、伊陸(29)、伊陸(30)、伊陸(31)、伊陸(32)、伊陸(33)、伊陸(34)、伊陸(35)、伊陸(36)、伊陸(37)、伊陸(38)、伊陸(39)、伊陸(40)、伊陸(41)、伊陸(42)、伊陸(43)、伊陸(44)、伊陸(45)、伊陸(46)、伊陸(47)、伊陸(48)、伊陸(49)、伊陸(50)、伊陸(51)、伊陸(52)、伊陸(53)、伊陸(54)、伊陸(55)、伊陸(56)、伊陸(57)、伊陸(58)、伊陸(59)、伊陸(60)、伊陸(61)、伊陸(62)、伊陸(63)、伊陸(64)、伊陸(65)、伊陸(66)、伊陸(67)、伊陸(68)、伊陸(69)、伊陸(70)、伊陸(71)、伊陸(72)、伊陸(73)、伊陸(74)、伊陸(75)、伊陸(76)、伊陸(77)、伊陸(78)、伊陸(79)、伊陸(80)、伊陸(81)、伊陸(82)、伊陸(83)、伊陸(84)、伊陸(85)、伊陸(86)、伊陸(87)、伊陸(88)、伊陸(89)、伊陸(90)、伊陸(91)、伊陸(92)、伊陸(93)、伊陸(94)、伊陸(95)、伊陸(96)、伊陸(97)、伊陸(98)、伊陸(99)、伊陸(100)、伊陸(101)、伊陸(102)、伊陸(103)、伊陸(104)、伊陸(105)、伊陸(106)、伊陸(107)、伊陸(108)、伊陸(109)、伊陸(110)、伊陸(111)、伊陸(112)、伊陸(113)、伊陸(114)、伊陸(115)、伊陸(116)、伊陸(117)、伊陸(118)、伊陸(119)、伊陸(120)、伊陸(121)、伊陸(122)、伊陸(123)、伊陸(124)、伊陸(125)、伊陸(126)、伊陸(127)、伊陸(128)、伊陸(129)、伊陸(130)、伊陸(131)、伊陸(132)、伊陸(133)、伊保庄(1)、伊保庄(3)、伊保庄(4)、伊保庄(5)、伊保庄(6)、伊保庄(7)、伊保庄(8)、伊保庄(9)、伊保庄(10)、伊保庄(11)、伊保庄(12)、伊保庄(13)、伊保庄(14)、伊保庄(15)、伊保庄(16)、伊保庄(17)、伊保庄(18)、伊保庄(19)、伊保庄(20)

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 阿月(1)、阿月(2)、阿月(3)、阿月(4)、阿月(5)、阿月(6)、阿月(7)、阿月(8)、阿月(9)、阿月(10)、阿月(12)、阿月(13)、阿月(14)、阿月(15)、伊陸(1)、伊陸(2)、伊陸(3)、伊陸(4)、伊陸(6)、伊陸(7)、伊陸(8)、伊陸(9)、伊陸(10)、伊陸(11)、伊陸(13)、伊陸(14)、伊陸(15)、伊陸(16)、伊陸(17)、伊陸(18)、伊陸(19)、伊陸(20)、伊陸(21)、伊陸(22)、伊陸(23)、伊陸(24)、伊陸(25)、伊陸(26)、伊陸(27)、伊陸(28)、伊陸(29)、伊陸(31)、伊陸(32)、伊陸(33)、伊陸(34)、伊陸(35)、伊陸(36)、伊陸(37)、伊陸(38)、伊陸(39)、伊陸(40)、伊陸(41)、伊陸(42)、伊陸(43)、伊陸(44)、伊陸(45)、伊陸(47)、伊陸(48)、伊陸(49)、伊陸(51)、伊陸(52)、伊陸(53)、伊陸(55)、伊陸(56)、伊陸(57)、伊陸(58)、伊陸(59)、伊陸(60)、伊陸(61)、伊陸(62)、伊陸(63)、伊陸(64)、伊陸(65)、伊陸(66)、伊陸(67)、伊陸(68)、伊陸(69)、伊陸(70)、伊陸(71)、伊陸(72)、伊陸(73)、伊陸(74)、伊陸(75)、伊保庄(1)、伊保庄(2)、伊保庄(3)、伊保庄(4)、伊保庄(5)、伊保庄(6)、伊保庄(7)、伊保庄(8)、伊保庄(9)、伊保庄(11)、伊保庄(12)、伊保庄(13)、伊保庄(14)、伊保庄(15)、伊保庄(16)、伊保庄(17)、伊保庄(18)、伊保庄(19)、伊保庄(20)、伊保庄(21)、伊保庄(22)、伊保庄(23)、伊保庄(24)、伊保庄(25)、伊保庄(26)、伊保庄(28)、伊保庄(29)、伊保庄(30)、伊保庄(31)、伊保庄(33)、伊保庄(34)、新庄(1)、新庄(2)、新庄(3)、新庄(4)、新庄(5)、新庄(6)、新庄(7)、日積(1)、日積(2)、日積(4)、日積(5)、日積(6)、日積(7)、日積(8)、日積(9)、日積(10)、日積(11)、日積(12)、日積(13)、日積(14)、日積(15)、日積(16)、日積(17)、日積(18)、日積(19)、日積(20)、日積(21)、日積(22)、日積(23)、日積(24)、日積(25)、日積(26)、日積(27)、日積(28)、日積(29)、日積(31)、日積(32)、日積(33)、日積(34)、日積(35)、日積(36)、日積(37)、日積(38)、日積(40)、日積(41)、日積(42)、日積(43)、日積(44)、日積(45)、日積(46)、日積(47)、日積(48)、日積(49)、日積(50)、日積(51)、日積(52)、日積(53)、日積(54)、日積(55)、日積(56)、平郡(1)、平郡(2)、柳井(1)、柳井(2)、柳井(3)、柳井(5)、柳井(6)、柳井(7)、柳井(8)、柳井(9)、柳井(10)、柳井(11)、柳井(12)、柳井(13)、柳井(14)、柳井(15)、柳井(16)、柳井(17)、柳井(18)、柳井(19)、柳井(20)、柳井(21)、柳井(22)、柳井(23)、柳井(24)、柳井(26)、柳井(27)、柳井(28)、柳井(29)、柳井(31)、柳井(32)、柳井(33)、柳井(34)、柳井(35)、柳井(36)、柳井(38)、柳井(39)、柳井(40)、柳井(41)、柳井(42)、柳井(43)、柳井(44)、柳井(45)、柳井(46)、柳井(47)、柳井(48)、柳井(49)、柳井(50)、柳井(51)、柳井(52)、柳井(53)、柳井(54)、柳井(55)、柳井(56)、平郡(1)、平郡(2)

- 柳井(8)、柳井(9)、柳井(10)、柳井(11)、柳井(12)、柳井(13)、柳井(14)、柳井(15)、柳井(16)、柳井(17)、柳井(18)、柳井(19)、柳井(20)、柳井(21)、柳井(22)、柳井(23)、柳井(24)、柳井(26)、柳井(27)、柳井(28)、柳井(29)、柳井(31)、柳井(32)、柳井(33)、柳井(34)、柳井(35)、柳井(36)、柳井(38)、柳井(39)、柳井(40)、柳井(42)、柳井(43)、柳井(47)、柳井(48)、柳井(49)、柳井(50)、柳井(51)、余田(2)、余田(3)、余田(5)、余田(6)、余田(7)、大畠(1)、大畠(2)、大畠(3)、大畠(4)、大畠(5)、大畠(6)、大畠(7)、大畠(8)、大畠(9)、大畠(11)、大畠(12)、神代(1)、神代(2)、神代(3)、神代(4)、神代(5)、神代(6)、神代(9)、神代(10)、神代(11)、神代(12)、神代(13)、神代(14)、神代(15)、神代(16)、神代(17)、神代(18)、神代(19)、神代(20)、神代(21)、神代(22)、神代(23)、神代(24)、神代(25)、神代(26)、神代(27)、神代(28)、神代(29)、神代(31)、神代(32)、遠崎(2)、遠崎(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)



(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月十九日山口県公告(一八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 レッツ光ショッピングセンター

- 一 所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年六月十九日山口県公告(一八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 レッツ光ショッピングセンター
所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁義務教育課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機システム賃貸借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年十月二日

- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目一番一号

- 六 契約金額
二千七百六十三万七千二百円

- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

- 八 契約担当者
第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため

山口県知事 村岡 嗣政



山口県公安委員会告示第五十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県公安委員会

表山口県周南警察署の部中央交番の項所管区の欄中「岡田町」の下に、「蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目」を加え、「及び江口警察官駐在所」を削り、同部江口警察官駐在所の項所管区の欄中「江口三丁目」の下に、「浦山一丁目、浦山二丁目」を加え、「大字徳山(新地、浦山、錦町及びび」及び「に限る。）」を削る。

山口県公安委員会告示第五十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年十月三十日

表山口県下松警察署の部旗岡警察官連絡所の項を削る。

山口県公安委員会

平成二十七年十月三十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁